

教職員と生徒間の携帯電話等の使用について

教職員と生徒との間で、携帯電話やスマートフォンのトラブルを防ぐために。本校では、次のように規定を定めております。保護者の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 教職員と生徒との間で携帯電話やスマートフォンの番号やメールアドレスを取得したり交換したりしない。
- 2 生徒の安全確保を図るため、やむを得ず緊急時の連絡先として生徒の携帯電話やスマートフォンの番号等を取得する場合は、事前に保護者の許可を得る。また、取得した携帯電話やスマートフォンの番号等は個人情報として適切に取扱う。
- 3 教職員が生徒の携帯電話やスマートフォンに電話・電子メールをすることは原則として禁止する。やむを得ず緊急に教職員が生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話・電子メールを使用する。